

Point 4
特別会計

特定の保険料や料金収入によって事業を行う会計です。本市では、次の6事業が該当します。

(単位：千円)

会計名	歳入(A)	歳出(B)	差引(A-B)	会計名	歳入(A)	歳出(B)	差引(A-B)
国民健康保険事業	12,982,491	12,918,260	64,231	下水道	41,518	40,633	885
後期高齢者医療	1,034,518	1,023,431	11,087	輝北簡易水道事業	295,073	283,110	11,963
介護保険事業	9,634,576	9,414,118	220,458	合計	25,146,005	24,803,281	342,724
公共下水道事業	1,157,829	1,123,729	34,100				

Point 5
補助金

平成24年度補助金の歳出決算額は1,826,064千円で、次の事業等に支出されています。

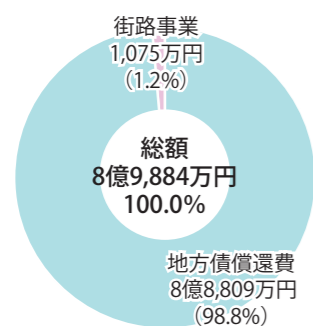
区分	金額	内訳
議会費	5,213千円	政務調査費
総務費	214,218千円	地デジ放送難受信対策事業(108,675千円)、 廃止路線代替バス運行事業(76,561千円)など
民生費	395,441千円	保育対策促進事業(126,290千円)、 社会福祉協議会運営補助事業(73,188千円)など
衛生費	232,964千円	小型合併処理浄化槽設置(201,658千円)、 住宅用温暖化対策設備設置(16,365千円)など
労働費	51,161千円	シルバー人材センター補助(22,010千円)、若年者雇用奨励金(13,467千円)など
農林水産業費	484,975千円	森林整備・林業木材産業活性化推進事業(178,314千円)、 漁業付加価値向上対策(69,134千円)など
土木費	60千円	木造住宅耐震改修促進事業(60千円)
商工費	258,697千円	企業誘致推進事業(171,749千円)、 中小企業資金利子補給事業(30,967千円)など
消防費	99千円	自主防災組織活動助成金(99千円)
教育費	183,236千円	幼稚園就園奨励費補助(134,684千円)、競技スポーツ推進事業(25,150千円)など

Point 6
都市計画税

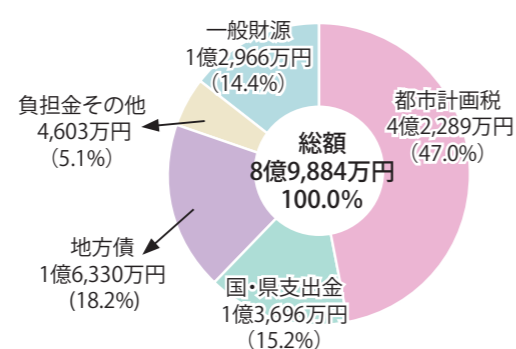
都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域内の土地や家屋の所有者に対して課税される目的税です。

平成24年度の都市計画税の決算額は、4億2,289万円で、主に街路事業や都市公園整備、区画整理、下水道事業等のため過年度に借りた市債の償還金の財源の一部として活用されています。

○都市計画税が使われている事業



○左のグラフの財源内訳



※構成比は、小数点第1位(小数点第2位を四捨五入)で表示しているため、構成比の総計は必ずしも100%にはなりません。

Point 3
財政指標

地方公共団体の財政力や財政状況が健全かどうかを客観的に判断する指標として、「財政力指数」「健全化判断比率」などがあります。

ここでは、7つの指標から、本市の財政状況を紹介します。

指数項目	内容	鹿屋市
①財政力指数 (3か年平均)	地方公共団体の財政力を判断する指標で、地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額で基準財政収入額を除いて得た数値の過去3年間の平均値をいいます。 一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされています。	前年と同じ 0.44 → 0.44
②経常収支比率	財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に充当された一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合です。 70%～80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるといわれています。	前年より改善 91.7% → 91.5%
③実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。 鹿屋市は一般会計等における実質収支は黒字であり、「-」で示しています。	赤字なし -
④連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。 鹿屋市はすべての会計において実質収支は黒字であり、「-」で示しています。	赤字なし -
⑤実質公債費比率 (3か年平均)	公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。 実質公債費比率が18%以上の団体については、地方債の発行に許可を要し、25%以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受けます。	前年より改善 12.0% → 11.8%
⑥将来負担比率	地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。 350%を超えると健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。	前年より改善 49.1% → 37.9%
⑦資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。鹿屋市はすべての公営企業において資金不足がないため、「-」で示しています。 (鹿屋市の公営企業会計：水道事業会計、公共下水道事業特別会計、下水道特別会計、輝北簡易水道事業特別会計)	赤字なし -

市県民税の申告は 最寄りの会場で!

**申告を
お忘れなく!**

市県民税の申告は **3月17日(月)** までです



平成26年1月1日現在で鹿屋市に住所のある人は、平成25年中の所得状況を申告する必要があります。
この申告は、市民税・県民税の課税資料となるばかりでなく、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の資料になるほか、公営住宅、児童扶養手当、保育園、幼稚園就園補助金、融資などの申請に必要な諸証明のもとになりますので、該当する人は必ず申告してください。

【問い合わせ】 市税務課市民税係
☎ 0994-43-2111 内線 3114・3115
各総合支所地域政策課税務収納係
市民課 ※ 電子証明書の更新手続について
☎ 0994-43-2111 内線 3151・3152

鹿屋地区 市県民税申告相談日程表

期日	会場	時間	町内会名	期日	会場	時間	町内会名
2/3 (月)	大始良地区 学習センター	9:30~10:30	大始良西、大始良東、田淵	2/7 (金)	西原地区 学習センター	9:30~10:30	今坂、郷之原、大浦
		10:30~12:00	南、獅子目			10:30~12:00	西原2丁目東・西・中央
		13:30~14:30	横山、下堀			13:30~14:30	上谷、新生
		14:30~16:00	萩塚、池園、飯隈、星塚			14:30~16:00	西原1丁目、西原3丁目、 西原4丁目
2/4 (火)	高隈地区 交流促進 センター	9:30~10:30	高隈中央、上別府、 柚木原、重田、谷田、 瀬戸野、柏木		高須地区 学習センター	9:30~12:00	高須・浜田
		10:30~12:00	大黒(大堀・黒坂・ 吉ヶ別府・仮屋)			上野公民館	13:30~14:30
2/5 (水)	はらいがわ ふれあい センター	13:30~14:30	上祓川、祓川		市役所本庁 7階大会議室	9:30~10:30	海道、古里、白水、一里山
		14:30~16:00	下祓川、西祓川、弥生			10:30~12:00	花里、花岡、根木原、鶴羽
		13:30~16:00	東原			13:30~14:30	古江(新・本・港・西・中)、 船間、小野原、天神
2/6 (木)	鹿屋東地区 学習センター	9:30~12:00	笠之原		2/10 (月)	9:30~10:30	高牧、有武、小薄
		13:30~14:30	寿3丁目、寿4丁目	10:30~12:00			古前城、本町、北田、大手、 西大手、東大手、朝日、向江、 昭栄、共栄、曾田、白崎、新 栄
2/6 (木)	田崎地区 学習センター	14:30~16:00	寿5・6丁目、寿7丁目、 泉ヶ丘	2/23 (日)	市役所本庁 601会議室	9:30~10:30	打馬、王子
		9:30~10:30	緑山、寿2丁目			10:30~12:00	申告期間中に都合のつかない人
		10:30~12:00	新川			13:30~16:00	平日に都合のつかない人
2/6 (木)	田崎地区 学習センター	13:30~16:00	川西	3/10 (月)~ 17(月)	市役所本庁 601会議室 (土・日を除く)	9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人
		9:30~10:30	川東、永野田			9:00~16:00	申告期間中に都合のつかない人
		10:30~12:00	田崎、名貴				

吾平地区 市県民税申告相談日程表

期日	会場	時間	町内会	期日	会場	時間	町内会
2/12 (水)	神野地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	神野西、市之渡、横井坂、 砂ヶ野、大川、永野牧、神 野東	2/17 (月)	吾平保健 センター	9:30~12:00	赤野、麓中、麓東、麓西、 寒水、西原
		9:30~12:00	萩崎、上西目川路、下西 目川路、今吉			13:30~16:00	寺ヶ迫、中尾、楢上、持 田、あけぼの、楢下
		13:30~16:00	黒羽子、荷掛、水流、角 野、東原、飴屋敷、下車 田、上車田、平瀬、永山、 筒ヶ迫	2/18 (火)	吾平総合支所	9:30~12:00	上町、中町、下町、坂下、 益田、上屋敷、西横町、原 田、町園
9:30~12:00	白坂、石場、中福良、西 迫、鏡原、門前、新地、つ るみね	13:30~16:00	緑、ひまわり、祇園、希 望ヶ丘、中央、宮前、堀木 田、坂元、こすもす、グ リーンビレッジ、駅前、 鶯、川上、申告期間中に 都合のつかない人				
2/13 (木)	鶴峰東地区 ふれあいセンター	13:30~16:00	上苦野、下苦野、苦野、立 元、平前、金山、木浦、真 戸原、中大牟礼、東大牟 礼、西大牟礼、木場	2/23 (日)	吾平総合支所	9:00~16:00	平日に都合のつかない人
				2/14 (金)	下名東地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	論地、樋之口、原口、末 次、茶円、井神島
2/14 (金)	下名西地区 ふれあいセンター	13:30~16:00	池久保、あさぎり、名主、 川西中、真角、川北				

- 申告が必要な人**
- 営業、農業、地代、家賃、生命保険料の満期返戻金等、原稿料、生命保険契約等に基づく個人年金等、土地・建物等の譲渡などの所得があった人
 - 給与所得者(パート、アルバイト等を含む)で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
 - 平成25年中に途中就職や退職をした給与所得者で、年末調整がされていない人
 - 給与所得者で、給与以外の所得(農業、家賃収入等)があった人
 - 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除等の所得控除、配当割額控除、寄附金税額控除等を受けようとする人
 - 平成25年中に市内に転入した人で、障害年金、遺族年金の受給者
 - 収入のなかった人(市内に居住する人の配偶者控除や扶養控除の適用を受けていない人)
 - 夫が単身赴任等で市外に住所があり、その夫から扶養

- 申告が必要でない人**
- されている妻や20歳以上の子
 - 年金、恩給などの公的年金等の収入のみで、年金特別徴収されている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料以外の控除の適用を受ける人。
 - 公的年金受給者で、公的年金等の所得以外の所得(給与、農業、不動産所得等)があった人
 - 本人は市外在住だが、本人又は家族の居住用の家屋敷又は事務所・事業所などを鹿屋市内に有する人(持家・借家を問わない)
 - ※ 公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告が必要ない場合があります。源泉徴収票等を持参のうえ申告会場でおたすねください。

- 申告が必要でない人**
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
 - 所得税の確定申告を提出する人
 - 平成26年1月1日現在、生活保護受給者で平成25年中その他の収入がなかった人
 - 障害年金、遺族年金の受給者で、平成25年度市県民税申告を行った人
 - 市内に居住する人(夫や親など)が年末調整や確定申告を行った際に、配偶者控除や扶養控除の適用を受けた妻や子などで、平成25年中に収入がなかった人

※市県民税の申告が必要と思われる人には、平成25年度の申告状況により、申告書を発送しますが、勤務状況の変化等により申告が必要でない場合や、申告書が届かなくても申告が必要な場合もあります。各地区の公共施設等で申告を受け付けますので、市県民税申告相談日程表でご確認ください。